

転居届

引越されたみなさまへ



転居（福山市内での住所異動）にともなう主な手続として次のようなものがあります。

☑	項 目	手 続	必要なもの	お問合せ先
☐	住 民 票	○住民異動届（転居届）が必要です。 ◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。	☐ 在留カード ・特別永住者証明書 ☐ 本人確認書類	市民課 928-1058 本庁1階
☐	印 鑑 登 録	○手続は必要ありません。 ◆印鑑登録証は引き続き使用できます。		
☐	マイナンバーカード 住 基 カ ー ド	○新しい住所を記載します。 ○マイナンバーカード・住基カードのICチップのデータを修正するために各人の暗証番号が必要です。 ◆持参されていない場合は、後日、券面記載事項変更の手続をしてください。 ○マイナンバーカードに署名用電子証明書が必要な場合は、新たに申請してください。 ○通知カードのみをお持ちの場合は、手続は不要です。	☐ マイナンバーカード ・住基カード ☐ 暗証番号	
☐	登 録 型 本 人 通 知 制 度	○手続は必要ありません。		
☐	国 民 健 康 保 険	○資格確認書などをお返しく下さい。 ◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人はお返しく下さい。 ○新しい住所の資格確認書は、後日郵送します。 ○世帯主・世帯構成員に変更がある場合も、手続が必要です。	☐ 国民健康保険資格確認書など ☐ 本人確認書類 ☐ 世帯主と届出に該当する人のマイナンバー	保険年金課 資格賦課担当 928-1055 給付担当 928-1054 本庁1階
☐	国 民 年 金	○国民年金保険料の納付書はそのままお使いください。 ○口座振替・クレジット納付は継続されます。 ○第2号、第3号被保険者は、勤務先で手続をしてください。		保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階
☐	後 期 高 齢 者 医 療 制 度	○住所変更の手続が必要です。 ◆新しい住所の資格確認書などは、後日郵送します。	☐ 後期高齢者医療資格確認書 など	保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階
☐	介 護 保 険	○手続は必要ありません。 ◆新しい住所の被保険者証・負担割合証は、後日郵送します。	☐ 介護保険被保険者証 など	介護保険課 928-1180 本庁3階
☐	親 子（ 母 子 ） 健 康 手 帳	○手続は必要ありません。 ◆親子(母子)健康手帳の住所はご自分で訂正してください。		ネウボラ推進課 928-1252 本庁7階
☐	児 童 手 当	○受給者と該当の児童等（22歳の年度末までの子）が別世帯になる場合、または別世帯から同一世帯になる場合は、手続が必要です。	☐ 本人確認書類 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
☐	児 童 扶 養 手 当	■事前にご相談ください。 ○住所変更の手続が必要です。 ○世帯構成員に変更がある場合は、別に手続が必要です。	☐ 児童扶養手当証書 ☐ 本人確認書類 など	

☒	項 目	手 続		必要なもの	お問合せ先
☐	子 ど も	医 療 費 助 成	○住所変更の手続きが必要です。 ○健康保険や世帯構成員に変更がある場合は、別に変更届などが必要です。	□各受給者証 □本人確認書類 □健康保険の資格確認書 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
☐	ひ と り 親 家 庭 等				
☐	特 定 医 療 費 (指 定 難 病)		○住所変更の手続きが必要です。 ○健康保険や世帯構成員に変更がある場合は、別に変更届などが必要です。	□各受給者証 □健康保険の資格確認書 など	保健予防課 928-1127 福山すこやか センター4階
☐	小 児 慢 性 特 定 疾 病				
☐	重 度 心 身 障 が い 者		○住所変更の手続きが必要です。 ○健康保険や世帯構成員に変更がある場合は、別に変更届などが必要です。	□各受給者証 □マイナンバー □健康保険の資格確認書 など	障がい福祉課 928-1063 FAX 928-1730 本庁1階
☐	自 立 支 援 (育 成 ・ 更 生 ・ 精 神 通 院)				
☐	身体障がい者手帳 療 育 手 帳 精 神 障 が い 者 保 健 福 祉 手 帳	○住所変更の手続きが必要です。		□各手帳 □マイナンバー など	
☐	障 が い 福 祉 サ ー ビ ス 等	○住所変更の手続きが必要です。		□各受給者証 □マイナンバー など	障がい福祉課 928-1208 FAX 928-1730 本庁1階
☐	被 爆 者 健 康 手 帳	○住所変更の手続きが必要です。		□被爆者健康手帳 □手当証書 など	福祉総務課 928-1045 本庁3階
☐	小・中・義務教育 学 校	○学区外に転居の場合は、新住所の学区の学校に転校となるため、 手続きが必要です。 ◆新住所の学区の学校以外への通学を希望する場合は、ご相談 ください。			学事課 928-1169 本庁13階
☐	上 下 水 道	○水道・下水道（集落排水）の使用開始または中止の手続きが必要です。 ◆電話または福山市ホームページからでも手続きができます。 ただし、井戸水をお使いの方、集落排水処理施設をお使いの方は 申請書が必要ですのでお尋ねください。			ふくやま上下水 道料金センター 928-1514 上下水道局
☐	し 尿 く み と り	○くみとり異動届（新規または廃止）が必要です。			廃棄物対策課 928-1074 本庁8階
☐	飼 い 犬	○住所変更の手続きが必要です。 ○マイクロチップを装着している場合は、生活衛生課まで お問い合わせください。		□登録番号（鑑札等に記 載）のわかるもの	生活衛生課 928-1165 福山すこやか センター5階
☐	自 治（町内）会	○住民の親睦を図り、安心安全で明るく住みよい地域生活を営むため、お住まいの地域の自 治（町内）会への加入をお願いしています。 ○みなさまに「加入案内」をお渡ししますので、お住まいの地域の自治（町内）会長または班 （組）長にご連絡ください。連絡先が分からないときは、自治会連合会事務局(923-9633) へ問い合わせてください。			まちづくり推進課 928-1051 本庁9階

▶窓口にお越しの際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、資格確認書など）をお持ちください。



福山市役所〒720-8501 福山市東桜町3番5号 ☎(代)084-921-2111

2025年4月作成